

日暮里富士見坂からの富士山の眺望に対する文京区の見解

荒川区にある「日暮里富士見坂」(以下「富士見坂」という。)は、地上に立ったまま富士山を望むことのできる、都心で唯一の場所であることから、その眺望を保全し、次世代に引き継いでいくことに対しては賛同するものである。

しかしながら、富士見坂からの眺望を保全するためには、ビスタライン(別紙4参照)内の土地に建築する建築物等に対して、規模や高さを規制することになる。

区としては、特定の場所から他県の山を眺めるために、ビスタライン上に土地を有する、又は、建築物の建築等を行おうとする者の私権を制限することは大変困難であると考えている。

したがって、ビスタライン上に建設される建築物等に対しては、富士見坂からの眺望に配慮してほしい旨、建築物の建築を行う者に伝えはするが、要請は行わないものとする。

ただし、ビスタラインを共有する荒川区、台東区、豊島区、新宿区及び東京都が協力し合い、富士山の眺望を守るためのガイドライン等を作成することに関しては、区も協力を惜しまないものである。